



平成 30 年 3 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 じ げ ん  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平 尾 丈  
(コード番号：3679 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 CFO(最高財務責任者) 寺 田 修 輔  
( TEL. 03-6432-0352)

### 当社株式の海外売出し 並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 22 日開催の取締役会において、当社株式の海外売出し（以下「本件売出し」という。）に関し、下記の通り承認の決議をいたしましたので、お知らせいたします。また、本件売出しにより、当社の主要株主及び親会社以外の支配株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。なお、本件売出しは当社の企業価値最大化に繋がる資本政策の一環として実施されるもので、売出人である平尾丈は引き続き代表取締役社長として、従前と変わらず当社経営に全力を注ぐ所存である旨、当社と売出人とで合意しております。

当社は、本日付当社開示資料「東京証券取引所本則市場への市場変更申請に関するお知らせ」に記載の通り、平成 30 年 3 月 20 日に東京証券取引所本則市場への市場変更（以下「市場変更」という。）を申請しております。

当社は、現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場しておりますが、社会的な認知度や信用力を高め、さらなる投資家層の拡大や資金調達コストの低下、及びそれに伴う財務・投資戦略の柔軟性確保のため、多様な投資家が参加する東京証券取引所市場第一部への上場が必要であると認識し、上述の市場変更申請を行うことといたしました。市場変更を一つの契機として、今後も連続的な増収増益を遂げる基盤の確立を目指してまいります。

なお、市場変更申請に対する東京証券取引所による承認の可否及び時期については現時点では不確定であり、市場変更の申請により市場変更が確約されるものではありませんのでご留意ください。

当社の流通株式比率は、本件売出しによって従前の 32.5%から約 49%へと改善する見込みです。これにより、東京証券取引所市場第一部市場変更基準形式要件のうち現時点で唯一未充足である流通株式比率要件を充足し、平成 31 年 3 月期中における市場変更を目指します。当社は、市場変更及び本件売出しにより、海外投資家層の拡大及び一層の流動性の向上を図りたいと考えております。

本報道発表文は、当社普通株式の海外市場における売出し並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動について一般に公表するためのものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

また、本件売出しが完了した場合には、平成 30 年 3 月期以降、当社は特定同族会社（株主等の一人の保有比率が 50%を超える会社）に該当せず、留保金課税の適用対象外となる予定であります。当社平成 29 年 3 月期実際負担税率 40.5%、実際負担税率と法定実効税率との差異要因における留保金課税影響 6.2%に鑑みて、当社は、留保金課税解消による潜在希薄化後 EPS 影響額を+10.4%  $\{=(1-(40.5\%-6.2\%))/(1-40.5\%)-1\}$ と試算しております（注）。

また、当社は、平成 28 年 7 月 22 日に発行した当社第 6 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）につきまして、今後の資金需要及び資本政策等を総合的に勘案し、潜在的な希薄化に繋がる株式数を減少させることを目的として、取得日である平成 30 年 4 月 6 日において残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに当該本新株予約権の全部を消却することを本日決議しております。

当社平成 30 年 3 月期第 3 四半期末発行済株式数 110,972 千株、潜在的な希薄化可能性のある株式数合計 4,590 千株（内、本新株予約権による交付予定株式数 3,700 千株）に鑑みて、当社は、本新株予約権の消却に係る潜在株式数減少による潜在希薄化後 EPS 影響額を+3.3%  $\{=(1/(110,972+4,590-3,700))/(1/(110,972+4,590))-1\}$ と試算しております（注）。

なお、本新株予約権の取得及び消却は潜在的な希薄化に繋がる株式数を減少させる純粋な資本政策の一環として実施されるものであり、本新株予約権で設定されている行使価額への株価の到達可否について、当社として何ら見解を示すものではございません。また、当社は、今後も M&A・資本業務提携を含む財務・投資戦略に対して積極的な姿勢を崩さず、企業価値最大化を図る所存です。当社は、平成 30 年 3 月期第 3 四半期末時点で 6,052 百万円の現金及び現金同等物を有しており、更に、現在の株式及び負債の資金調達環境に鑑みれば、本新株予約権の取得及び消却後も積極的な投資戦略を柔軟に遂行し得る十分な投資余力を有しているものと認識しております。

本新株予約権の取得及び消却の詳細につきましては、本日付当社開示資料「第 6 回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。

注：本件売出し並びに本新株予約権の取得及び消却の影響をご説明することを目的として、平成 29 年 3 月期の税率及び留保金課税影響並びに平成 30 年 3 月期第 3 四半期末発行済株式数及び潜在株式数を用いて試算したものであり、当社の実際の業績等及びその予想を示すものではありません。

本報道発表文は、当社普通株式の海外市場における売出し並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動について一般に公表するためのものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## I. 当社株式の海外売出し

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| (1) 売 出 株 式 の<br>種 類 及 び 数         | 当社普通株式 18,433,400 株   |
| (2) 売 出 人                          | 平尾 丈  |
| (3) 売 出 価 格                        | 未定<br>(売出価格は、平成 30 年 3 月 22 日 (木) から平成 30 年 3 月 23 日 (金) までの間のいずれかの日 (以下「売出価格決定日」という。) に、当社普通株式の株価、需要動向等を勘案のうえ決定されます。)  |
| (4) 売 出 価 額 の 総 額                  | 未定  |
| (5) 申 込 期 間                        | 売出価格決定日から平成 30 年 3 月 23 日 (金)   |
| (6) 受 渡 期 日                        | 平成 30 年 3 月 28 日 (水)  |
| (7) 売 出 方 法 及 び<br>売 出 し を 行 う 地 域 | ドイツ証券株式会社及び野村証券株式会社 (以下「引受人」と総称する。) が全株式を総額個別買取引受けし、欧州及びアジアを中心とする海外市場 (但し、米国及びカナダを除く。) において、引受人の海外関係証券業者を通じてその売出しを行います。 |
| (8) そ の 他 の 事 項                    | 売出価格、その他本件売出しに必要な一切の事項の承認又は決定については、当社代表取締役社長 平尾丈に一任します。本件に関する安定操作は行いません。  |

### <ご参考>

#### ロックアップについて

本件売出しに関連して、売出人である平尾丈及び当社株主である株式会社じょうげんは引受人に対し、売出価格決定日に始まり、受渡期日から 180 日目の日に終了する期間 (以下「ロックアップ期間」という。) 中、引受人の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等 (但し、本件売出しを除く。) を行わない旨合意しております。

また、本件売出しに関連して、当社は引受人に対し、ロックアップ期間中、引受人の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換又は交換可能な有価証券の発行等 (但し、株式分割による新株式発行等を除く。) を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、引受人はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

本報道発表文は、当社普通株式の海外市場における売出し並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動について一般に公表するためのものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## II. 主要株主及び親会社以外の支配株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

平成 30 年 3 月 22 日開催の取締役会において承認の決議をした上記「I. 当社株式の海外売出し」に記載の当社株式の海外売出しに伴い、当社の主要株主及び親会社以外の支配株主の異動が見込まれるものであります。

### 2. 主要株主及び親会社以外の支配株主に該当しなくなる株主の概要

(1) 名 称	平 尾 丈
(2) 住 所	東京都板橋区
(3) 上場会社と当該株主の関係	当社代表取締役社長。なお、当社と当該株主の取引関係はありません。

### 3. 異動前後における平尾丈の所有する議決権の数及び所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合 計
異動前	主要株主 親会社以外の支配株主	237,574 個 (21.4%)	500,500 個 (45.1%)	738,074 個 (66.5%)
異動後	—	53,240 個 (4.8%)	500,500 個 (45.1%)	553,740 個 (49.9%)

(平成 30 年 2 月 28 日現在)

### 4. 異動予定年月日

平成 30 年 3 月 28 日（水）

### 5. 今後の見通し

本件による平成 30 年 3 月期の当社業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、今後公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上

本報道発表文は、当社普通株式の海外市場における売出し並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動について一般に公表するためのものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。